

宮城県障害福祉サービス情報の公表実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3に基づき指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害者支援施設等の設置者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児入所施設等の設置者（以下、「指定障害福祉サービス事業者等」という。）が提供する情報公表対象サービス・支援等（以下、「情報公表対象サービス等」という。）の内容及び情報公表対象サービス等を提供する指定障害福祉サービス事業者等又は指定障害福祉サービス事業者等の事業所の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当な情報（以下、「障害福祉サービス情報」という。）の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施体制)

第2条 指定障害福祉サービス事業者等が報告する障害福祉サービス情報の受理、公表及び調査等の事務は、障害福祉課と保健福祉事務所（地域事務所を含む。）がそれぞれ別表に定める各区分（多機能型事業所を除く）の事業所指定権限に基づき行うものとする。

2 別表のうち市町村に指定権限がある計画相談支援及び障害児相談支援については、当該市町村を所管する保健福祉事務所が前項の事務を行うものとする。

(実施方法)

第3条 障害福祉サービス情報の公表は、国が設置する障害福祉サービス等情報公表システム（以下「情報公表システム」という。）上で行うものとする。

2 指定障害福祉サービス事業者等が障害福祉サービス情報の報告を行った場合には、原則として情報公表システムからの通知を受領した障害福祉課から前条第1項又は第2項の事務を所管する保健福祉事務所に連絡するものとする。

(公表対象事業者等)

第4条 障害福祉サービス情報の公表の対象となる障害福祉サービスとは、障害者総合支援法第5条に規定するサービス並びに児童福祉法第6条の2の2及び第7条に規定する事業とし、別表のとおりとする。

2 障害福祉サービス情報の公表の対象となる指定障害福祉サービス事業者等（以下「公表対象事業者」という。）は、前年度3月末日時点で障害福祉サービスを提供している指定障害福祉サービス事業者等（以下「既存事業者」という。）又は、当年度に新たに障害福祉サービスの提供を開始（既存事業者のうち事業所の新規指定事業者を含む）した指定障害福祉サービス事業者等（以下「新規事業者」という。）とする。

(障害福祉サービス情報の内容)

第5条 公表対象事業者が報告する障害福祉サービス情報は、厚生労働省令等で定める項目とする。

2 前項の規定にかかわらず、新規事業者が報告する新規の障害福祉サービスの情報は、

情報公表対象サービス等の内容に関する基本情報及び新規事業者が公表を希望する情報とする。

- 3 第1項に定める項目のほか、知事又は保健福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要であると判断した項目（以下「独自項目」という。）について報告を求め、公表することができる。

（障害福祉サービス情報の報告及び公表に関する時期）

第6条 公表対象事業者のうち既存事業者は、毎年度7月末日までに、また、新規事業者は、事業所の指定日から1か月以内に知事又は所長へ障害福祉サービス情報の報告を行うものとする。

- 2 知事又は所長は、前項による障害福祉サービス情報の報告について、既存事業者からの報告は毎年度9月末日までに、また、新規事業者からの報告は原則として、速やかに公表するものとする。

（障害福祉サービス情報の報告及び受理）

第7条 公表対象事業者は、情報公表システム上で障害福祉サービス情報の報告を行うものとする。

- 2 前項のシステム上で障害福祉サービス情報の報告を行うことができない公表対象事業者については、郵送等により県に障害福祉サービス情報の報告を行うことができる。
- 3 知事又は所長は、公表対象事業者が報告する障害福祉サービス情報について、報告内容に入力又は記載漏れ等の不備がないこと等を確認して受理するものとする。また、報告内容に修正が必要と判断した場合には、事業者へ差し戻しを行うものとする。

（障害福祉サービス情報の公表）

第8条 知事又は所長は、公表対象事業者から報告を受けた後、第6条第2項に定めるところにより公表するものとする。

ただし、第9条第1項により調査を実施したときは、当該報告内容又は調査結果について随時、公表するものとする。

（調査の実施等）

第9条 知事又は所長は、障害者総合支援法第76条の3第3項又は児童福祉法第33条の18第3項の規定により、指定障害福祉サービス事業者等からの報告が真正であることを確認する必要がある場合に調査を行うことができる。

- 2 調査項目は、基本情報、運営情報及び第5条第3項に定める独自項目のうち、知事又は所長が必要と認める項目とする。
- 3 調査を実施するときは、第1項で調査の対象となった指定障害福祉サービス事業者等（以下「調査対象事業者」という。）に対して事前に通知を行うものとする。

ただし、特別の事由がある場合には、この限りでない。

- 4 調査は、調査対象事業者を訪問し、当該指定障害福祉サービス事業者等を代表する者等との面接により行うものとする。

なお、面接以外の方法により適正な調査ができると判断した場合には、面接以外の方法により行うことができる。また、障害者総合支援法第11条若しくは児童福祉法第46条の規定による実地指導に併せて調査を行うことができるものとする。

- 5 知事又は所長は、調査の結果、報告内容の是正が必要と判断される場合には、調査結果に基づき報告内容を修正して公表するものとする。

なお、指定障害福祉サービス事業者等が調査を受けて修正した内容を報告すること

ができるものとする。

(処分等)

- 第10条 知事又は所長は、公表対象事業者が報告をしないとき、虚偽の報告をしたとき、前条の調査を拒否したとき又は調査を妨げたときは、期間を定めて当該公表対象事業者に対し、当該報告を行い若しくは報告の内容を是正し、又は調査を受けることを命ずることができる。
- 2 知事又は所長は、指定計画相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者（以下「市町村指定事業者」という。）に対して前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なく、指定をした市町村長に通知するものとする。
 - 3 知事又は所長は、指定障害福祉サービス事業者等（市町村指定事業者を除く）が第1項の命令に従わないときは、当該指定障害福祉サービス事業者等の事業所（市町村指定事業者を除く）の指定を取消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
 - 4 知事又は所長は、市町村指定事業者が第1項の命令に従わないときは、市町村指定事業者の指定取消し、又は期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して指定した市町村長に通知するものとする。

(公表した障害福祉サービス情報の修正)

- 第11条 公表した障害福祉サービス情報（以下「公表情報」という。）に修正の必要があるときは、公表対象事業者は、速やかに知事又は所長に対して修正した障害福祉サービス情報を報告するものとする。
- 2 知事又は所長は、前項の報告を受理したときは、速やかに修正後の障害福祉サービス情報を公表するものとする。

(公表情報の削除)

- 第12条 知事又は所長は、障害福祉サービス情報を公表している公表対象事業者（市町村指定事業者を除く）の事業所の障害福祉サービスが休止、廃止、停止の届出を受理したとき若しくは取消の処分を行ったとき、又は市町村指定事業者の事業所の障害福祉サービスが休止、廃止、停止若しくは取消となったことを確認したときは、当該サービスに係る当該事業者の公表情報を削除する。

(障害福祉サービス情報に関する苦情等への対応)

- 第13条 知事又は所長は、公表情報に関して、利用者及び事業者等からの苦情等への対応窓口を設けるものとする。
- 2 知事又は所長は、公表情報に関して利用者等からの苦情等があったときは、必要に応じて指定障害福祉サービス事業者等に対し、照会又は調査を行うものとする。
 - 3 知事又は所長は、苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表

対象障害福祉サービス一覧

区分	障害福祉サービス
1	居宅介護
2	重度訪問介護
3	同行援護
4	行動援護
5	療養介護
6	生活介護
7	短期入所
8	重度障害者等包括支援
9	共同生活援助
10	施設入所支援
11	自立訓練（機能訓練）
12	自立訓練（生活訓練）
13	宿泊型自立訓練
14	就労移行支援
15	就労継続支援 A 型
16	就労継続支援 B 型
17	就労定着支援
18	自立生活援助
19	計画相談支援
20	地域相談支援（地域移行支援）
21	地域相談支援（地域定着支援）
22	福祉型障害児入所施設
23	医療型障害児入所施設
24	児童発達支援
25	医療型児童発達支援
26	居宅訪問型児童発達支援
27	放課後等デイサービス
28	保育所等訪問支援
29	障害児相談支援